

# HP公表用

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 北栄町  | 田井地区(田井)      | 令和5年3月27日 |          |

### 1 対象地区の現状

|  |          |
|--|----------|
| ①地区内の耕地面積  | 38.40 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計   | 31.60 ha |
| ③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計  | 2.00 ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計  | 2.00 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計   | 0.00 ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計  | -        |
| (備考)<br>現状借り手はある状況であり④は具体的な数値は出していない。<br>都度、農地中間管理機構、町農業委員会、農協、東伯・倉吉農業改良普及所・中部総合事務所農林局等と連携し、地域の中心的な経営体へ農地を集約していくよう努める。 |          |

### 2 対象地区の課題

中心経営体となる組織の構成員の高齢化や米価も思うように上がらないため作業的にも収支的にも、どんどん厳しくなっていくことが想定される。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域内の若手を後継者として育成して中心経営体となる組織の継続を図るとともに、近隣の集落と人や機械の融通を進めるなど、緩やかな広域的な連合体を検討する。

注:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### (参考) 中心経営体

| 属性 | 中心経営体 | 2 経営体 |
|----|-------|-------|
|    |       |       |

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。また、新たな担い手の育成・確保を支援していくほか機関を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。